



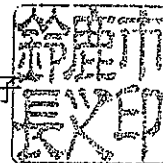
鈴鹿市告示第 140 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、平成26年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成26年5月15日

鈴鹿市長 末松 則子



鈴鹿市東旭が丘六丁目に編入する区域

鈴鹿市白子町字新地6872の8及び6872の11